

平成二十年二月定例会（二月二十七日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成二十年二月二十七日(水曜日)

出席議員(三十四名)

第一番	小林治晴君
第二番	寺澤和男君
第三番	布目裕喜雄君
第四番	加藤吉郎君
第五番	三井経光君
第六番	町田伍一郎君
第七番	小林義和君
第八番	原田誠之君
第九番	松木茂盛君
第十番	赤城静江さん
第十一番	近藤満里さん
第十二番	塩入学君
第十三番	永井康彦君
第十四番	豊田清寧君
第十五番	善財文夫君
第十六番	中澤直人君
第十七番	田沢佑一君
第十八番	米澤生久君
第十九番	池田博武君
第二十番	円尾美津子さん
第二十一番	富田義仁君

第二十二番	小淵晃君
第二十三番	黒岩喜一郎君
第二十四番	篠原誠君
第二十五番	清水嘉夫君
第二十六番	山本国雄君
第二十七番	関塚賢一郎君
第二十八番	峯村勉君
第二十九番	清水勝義君
第三十番	渡辺康男君
第三十一番	酒井靖子さん
第三十二番	中村悦雄君
第三十三番	相澤龍右君
第三十四番	山浦幸一郎君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	鷲澤正一君
副広域連合長	酒井登君
会計管理者	中澤潤一君
理事(須坂市長)	三木正夫君
理事(千曲市長)	近藤清一郎君
理事(坂城町長)	中沢一君
理事(小布施町長)	市村良三君
理事(高山村長)	久保田勝士君

理事(信州新町長)

中村 靖君

理事(信濃町長)

松木 重博君

理事(小川村長)

大日方 茂木君

理事(中条村長)

久保田 元夫君

理事(飯綱町長)

遠山 秀吉君

職務のため会議に出席した職員

総務課主査

高柳 博昭君

総務課主査

池田 順英君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長

米倉 秀史君

事務局次長兼福祉課長

寺澤 清充君

事務局次長兼環境推進課長

塚田 潤一君

総務課長

小島 章夫君

総務課主幹

和田 秀晴君

環境推進課建設推進室長

土屋 文治君

総務課課長補佐

庭山 透君

福祉課課長補佐

山崎 幸孝君

福祉課課長補佐

犬飼 厚君

環境推進課課長補佐

山崎 千裕君

総務課係長

青木 知之君

総務課係長

新井 芳美さん

環境推進課係長

小池 啓道君

環境推進課係長

八町 充君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 議案第一号から議案第七号
 - 一 一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 承認第一号上程、理事者説明、質疑、採決
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長あいさつ
- 一 閉会

午後一時三十分 開会

○議長（町田伍一郎君） ただいまのところ、出席議員数は三十四名でございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成二十年二月長野広域連合議会定例会を開会致します。

午後一時三十一分 開議

○議長（町田伍一郎君） 本日の会議を開きます。
会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いますので、御了承をお願い致します。

次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

五番 三井経光君、二十九番 清水勝義君、以上、二名の方を御指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成十九年十月分から十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいつておりますので、御報告致します。

次に、人事の紹介を申し上げます。

去る二月二十日執行の須坂市長選挙におきまして、三木正夫氏が当選

され、御就任されましたので、御紹介致します。
自己紹介をお願いします。

(須坂市長自己紹介)

○議長(町田伍一郎君) それでは議事に入ります。

初めに、議案第一号から議案第七号 以上七件、一括議題と致します。
理事者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 鷺澤正一君。

○広域連合長(鷺澤正一君) 本日、ここに平成二十年二月長野広域連合
議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄なにか
とお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。提
出いたしました議案などの審議につきまして宜しくお願い申し上げます。
開会に当たりまして、本連合の事務事業の当面する諸課題等について
申し上げます。

始めに、広域のごみ処理対策について申し上げます。

本連合では、御承知のとおり圏域内三か所において、ごみ処理施設の
建設を進めております。

最初に、一施設目のA焼却施設の候補地である長野市の状況について
申し上げます。

昨年一月に、環境アセスメントの実施を大豆島地区及び松岡区に申し
入れました。地元では、この対応について、現在、慎重に検討を

いただいているところでございますが、役員の皆様の御高配により、去
る二月二十三日、大豆島公民館において住民説明会を開催させていただ
きました。

参加者の皆様には、アセスメントの重要性や必要性などについて一定
の御理解をいただいたものと考えております。当日出席できなかった
方々にも説明資料等を配布し、アセスメント実施に向け、一層の御理解
がいただけるよう引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、二施設目のB焼却施設の候補地であります千曲市の状況につい
て申し上げます。

候補地を一旦白紙にし、改めて全市から選定することになりました。
千曲市では、まず、市民の皆様には、焼却施設の必要性などについて御理
解いただくため、本年一月二十二日から二月十四日までの間、小学校区
単位で、計九回の住民説明会を開催いたしました。本連合もこの説明会
に出席し、建設計画の概要などについて御説明いたしました。様々な御
意見や御質問をいただく中で、ごみ処理に対する理解が一層深まったも
のと考えております。

また、千曲市では、候補地の選定に当たって、公募を行う計画であり
ます。

このことにつきましては、本年一月十六日に、地区役員を対象とした
説明会を開催し、引き続き、住民説明会においても募集要領などの説明
を行い、その周知に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、B焼却施設につきましては、平成二十年度
中には、新たな候補地が選定されるよう、千曲市で精力的に選定事務を

進めていただく予定でございます。

次に、最終処分場の建設を予定している須坂市の状況について申し上げます。

こちらにつきましては、交渉の窓口となっております「米子地区自然環境を守る会」と協議を行っているところでございますが、地元の皆様のご理解をいただくまでには、まだまだ時間が必要な状況でございます。

須坂市におきましては、平成二十年度から、更に職員体制の充実を図り、今後もねばり強く地元交渉に努めていく方針であるとお聞きしておりますので、本連合といたしましても、須坂市と一体となって地元の皆様への御説明に努めてまいりたいと考えております。

本連合の施設整備計画では、一施設目の焼却施設及び最終処分場は、平成二十四年度中の稼働を、二施設目の焼却施設は、平成二十六年年度の稼働を目指しております。

先ほど御説明申し上げましたが、各建設候補地の進捗状況は、大変厳しいものがございます。現時点で、最短の建設スケジュールを想定いたしましても、各施設の稼働目標の達成は困難な見込みとなつてきております。

したがって、今後、関係市町村の皆様と十分協議の上、適切な時期に建設スケジュールの見直しをしてみたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、格段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設の運営は、介護報酬単価の減

額改定のほか、原油価格の高騰、深刻な人材確保等、大変厳しい状況の中で、本連合が運営しております各施設においては、施設サービスの充実と安定した施設運営に努めてまいりました。

新年度においても、引き続き利用者のより良い生活のため、安心できる介護サービスの提供と健全な運営に努力してまいります。特に、新年度においては、収支改善計画に基づいた経費削減策として、「豊岡荘」の調理業務の民間委託を行なうなど、健全財政の維持に努めてまいります。また、今後の財政運営の健全化と二層のサービス向上を図るため、平成二十一年度以降の「第二次収支改善計画」の策定や利用者の方に、より高い満足を得ていただくための「施設の組織診断事業」を行なつてまいります。

次に、本連合の高齢者福祉施設の社会福祉法人化について申し上げます。

本年二月十三日の理事会において「長野広域連合高齢者福祉施設等第一次社会福祉法人化推進計画」を決定いたしました。

新年度においては、計画に基づき一番目の施設「七二五荘」について、移管先法人を選定するための選定委員会を設置し、委員会において募集要項と選定基準を定めていただき、公募を行い、秋ごろには移管先法人を決めていきたいと考えております。

推進計画の実行に当たりましては、利用者家族、地域住民をはじめ関係者の皆様に十分に御説明を申し上げ、また、御相談を申し上げます。進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、「七二五荘」の移管の目的が付き次第、推進計画に基づき「杏寿

庄」「須坂庄」の順に、段階的に進めてまいりたいと考えております。

次に、介護認定審査について申し上げます。

本年度の介護認定の審査判定件数につきましては、現在までの審査判定件数から推計すると、約二万六千五百件を見込んでおります。

平成二十年度につきましては、本年度の推計を踏まえ約三万件、必要な審査会の開催は八百四回と見込んでおります。

次に、障害程度区分認定審査について申し上げます。

平成二十年度の審査判定件数の見込みでございますが、本年度と同様の認定申請件数があるものと予測しており、審査判定件数については約七百件、必要な審査会の開催は四十八回と見込んでおります。

引き続き、適切かつ迅速な審査判定に努めてまいります。

次に、ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

本連合が設置しております十億円の長野地域ふるさと市町村圏基金の果実により実施いたします「ふるさと市町村圏事業」につきましては、新年度においても、本年度に引き続き、ふるさとふれ愛再発見事業、広域情報ネットワーク事業、広域的課題調査研究事業を実施してまいります。

なお、最近の金利の低迷による果実の減少や事業の縮小、また、基金造成から十四年が経過し、社会情勢も変化したことなどから、基金の運用方法に加え、その在り方についても抜本的な見直しの検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、平成二十年度の主要事業と当面する諸課題等について申し上げますが、現在、我々地方を取り巻く環境は日々動いており、特に、税

の伸びが期待できず、また、地方交付税も抑制基調が続くものと予測されるなど、市町村は引き続き大変厳しい財政状況に置かれています。また、本連合関係市町村も広域連合設立時の十八市町村から、合併により現在は十一市町村に減少するなど、本地域の情勢も広域連合設立当時とは大きく変わりつつあります。

これら趨勢の中で、広域連合の運営に当たっては、その果たすべき役割について、常に最良のあるべき姿を検討しながら進めるとともに、懸案事項の解決をはじめ、諸事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、新年度の主たる事業等について申し上げますが、広域連合の使命である「関係市町村の個性と魅力を活かしつつ、広域的な連携によるサービス提供を推進し、長野地域の一体的な振興・発展と活力に満ちた豊かな圏域作り」を念頭に置いて進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、これまで以上の御指導、御協力をお願い申し上げます。

本日提出致しました案件は、平成二十年度一般会計予算のほか、六件であります。

詳細につきましては、副広域連合長から説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶と致します。

○議長（町田伍一郎君） 副広域連合長 酒井登君。

○副広域連合長（酒井登君） 私から、本定例会に提出いたしました各議案について御説明申し上げます。

別冊「予算書」のページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議案第一号「平成二十年度長野広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 六億九千八百六十二万六千円とし、第一条において、地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を四ページの「第二表 債務負担行為」とおりと定めさせていただくものでございます。

次に、第三条において、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による、一時借入金金の借り入れの最高額を一億円と定めさせていただくものでございます。

次に、第四条において、地方自治法第二百一十条第二項ただし書の規定による歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内の各項目の間の流用をお認めいただくものでございます。

三。ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から款を追って御説明申し上げます。

第一款 議会費 二百九十二万六千円は、議会活動に要する諸経費を計上したものでございます。

第二款 総務費 一億二千八百五十四万八千円のうち、第一項 総務費 一億二千八百十三万八千円は、総務課職員の人件費など一般管理的経費を計上したものでございます。

第二項 監査委員費 二十二万六千円、第三項 公平委員費 十二万一千円、第四項 選挙管理委員費 六万三千円につきましては、監査及び各委員会の事務執行に要する経費でございます。

第三款 民生費 一億五千二百五十八万八千円のうち、第一項 施設管理費 千六百四十四万四千円は、老人ホーム等福祉施設の管理に係る職員の人件費が主なものでございます。

第二項 老人ホーム入所判定委員費 九万九千円は、養護老人ホームに係る入所判定委員会の開催に要する経費でございます。

第三項 認定審査会費 一億三千五百五十一万五千円は、「介護認定審査会」及び「障害程度区分認定審査会」の開催に要する経費を計上したものでございます。

第四款 衛生費 第一項 環境推進費 一億九千二百五十一万七千円は、長野県条例に基づく環境影響評価の実施に係る業務委託料など、ごみ処理施設の建設に係る経費を計上したものでございます。

第五款 公債費 一億三千二百七十七万七千円は老人ホーム及び旧長野広域病院の建設の際に借り入れた起債等の元金及び利子の償還費を計上したものでございます。

第六款 予備費 五十万円につきましては 緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

次に、左側の二ページ「歳入」につきまして御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金 第一項 負担金 三億二千五百二十一万円は、規約に規定されております負担率に基づく、関係市町村からの負担金でございます。

第二款 財産収入 第一項 財産運用収入 五百五十八万四千円は、長野松代総合病院に貸し付けております、旧長野広域病院の土地、建物に係る貸付収入及び財政調整基金の運用利子を計上したものでございます。

第三款 繰入金 第一項 基金繰入金 二億二千三百三十八万六千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借り入れた起債等の償還費の財源として、老人福祉施設等運営事業特別会計の財政調整基金を繰り入れるものでございます。

第四款 繰越金 一億四千六百二十七万五千円は前年度からの繰越金でございます。

第五款 諸収入 十七万一千円のうち、第一項 預金利子 一千円は、歳計現金の預金利子、次の第二項 雑入 十七万円につきましては、職員共同研修に係る参加市町村からの負担金などでございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。
三十九ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、議案第一号「平成二十年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が運営しております養護老人ホーム二施設、特別養護老人ホーム八施設、デイサービスセンター三施設、在宅介護支援センター一か所の管理運営予算でございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 二十九億四千四百五十三万八千円とし、第二条において、地方自治法 第二百十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額を四十二ページの「第二表 債務負担行為」とおりと定めさせていただくものでございます。

第三条 歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項目間の流用をお認めいただくものでございます。

四十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から款を追って御説明申し上げます。

第一款 民生費 二十九億四千四百五十三万八千円のうち、第一項 養護老人ホーム松寿荘運営費 二億二千八百二十六万五千円は、養護老人ホーム松寿荘の施設運営に係る一般管理的経費及び定員百名に係る賄材料費など利用者の生活費を計上したものでございます。

第二項 養護老人ホーム はにしな寮運営費 一億四千二百二十五万七千円は、施設運営に係る一般管理的経費及び定員六十名に係る生活費を計上したものでございます。

第三項 特別養護老人ホーム運営費 二十四億九千九十五万円は、特別養護老人ホーム八施設の施設運営に係る一般管理的経費及び定員五百五十六名に係る生活費を計上したものでございます。

第四項 デイサービスセンター運営費 一億三千四百七十二万六千円は、デイサービスセンター三施設の施設運営に係る一般管理的経費及び利用者の生活費を計上したものでございます。

第五項 在宅介護支援センター運営費 五百五十七万七千円は、長野市から運営を受託しております、戸隠在宅介護支援センターの運営に係る人件費などの一般管理的経費でございます。

第六項 財産管理費 千四百二十八万三千円は財政調整基金の運用

利子を同基金に積み立てるための積立金でございます。

次に左側の四十ページ「歳入」について御説明申し上げます。

第一款 サービス収入 二十五億二千九百九十八万二千円は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの運営に係るサービス収入でございます。

第一項の介護給付費収入 二十一億三千三百六十九万円は、介護サービスに係る介護保険からの収入でございます。

第二項の自己負担金収入 三億九千六百二十九万二千円は、同じく介護サービスに係る利用者本人からの負担金でございます。

第二款 分担金及び負担金 第一項 負担金 二億六千七百七十五万八千円は、主に養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金でございます。

第三款 県支出金 第一項 県補助金 一千円は、養護老人ホームでの病休職員などの代替職員雇用に係る県補助金を見込んだものでございます。

第四款 財産収入 第一項 財産運用収入 千四百二十八万三千円は、財政調整基金の運用による利子収入を見込んだものでございます。

第五款 第一項 寄附金 一万円は、各施設に対する寄附金でございます。

第六款 繰入金 第一項 基金繰入金 一億四百二十八万二千円は、財政調整基金を施設の運営費の財源として繰り入れるものでございます。

第七款 諸収入 二千八百二十二万二千円のうち第一項 受託事業収入 千八百二十六万九千円は、本連合が長野市から受託しております。

戸隠在宅介護支援センターの運営に係る長野市からの受託事業収入などでございます。

第二項 雑入 九百九十五万三千円は、職員の給食費徴収金などの雑収入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。続いて、百十九ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第三号「平成二十年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が設置しております十億円の「ふるさと市町村圏基金」の運用益による、各種ソフト事業の実施に係る予算でございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九千五百五十三万七千円としたものでございます。

百二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から御説明申し上げます。

第一款 第一項 広域市町村圏振興整備事業費 九千百三万七千円につきましては、「ふるさとフォトコンテスト事業」、「ふれあい探訪事業」及び広域情報紙「エリアながの」の作成のほか、新たに「広域観光パンフレット」を作成するための経費を計上したものでございます。

また、特別養護老人ホーム建設費の財源として、一般会計へ貸し付けております、「ふるさと市町村圏基金」の元金償還金を同基金へ積み立てるための積立金を計上いたしました。

第二款 予備費 五十万円は、緊急時のやむを得ない支出に備えるも

の（び）でございます。

次に左側百二十ページの「歳入」につきまして、御説明申し上げます。

第一款 財産収入 第一項 財産運用収入 八百五十九万八千円は、

「ふるさと市町村圏基金」の運用から生ずる利子収入でございます。

第二款 繰入金 第一項 一般会計繰入金 七千四百六十一万四千円

は、一般会計へ貸し付けております「ふるさと市町村圏基金」の元金償還金を繰り入れるものでございます。

第三款 第一項 繰越金 七百二十四万五千円は、前年度からの繰越金を見込んだものでございます。

第四款 諸収入 第一項 雑入 百八万円は、「ふれあい探訪事業」の参加者負担金及び広域情報紙「エリアながの」に掲載の広告料収入でございます。

以上で議案第一号、第二号及び第三号の説明を終わります。

「議案書」を御覧いただきたいと存じます。

次に、議案第四号「平成十九年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

補正予算書の一ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 一億五千四百十九万二千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ三十億五千三百九十三万二千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、五ページをお開きいただきたいと存じます。

「歳出」から御説明申し上げます。

第六項 財産管理費 一億五千四百十九万二千円の追加は、老人ホーム等の平成十八年度決算剰余金及び財政調整基金の運用利子を同基金に積み立てるものでございます。

次に、前の四ページにお戻りいただきたいと存じます。

「歳入」でございますが、第四款 財産収入 第一項 財産運用収入 四百三十四万四千円の追加は、財政調整基金の運用利子が当初見込額を上回ったための追加でございます。

第八款 第一項 繰越金 一億四千九百八十四万八千円の追加は、老人ホーム等の平成十八年度決算剰余金でございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

次に、議案第五号から議案第七号、条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

始めに、議案第五号「長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、これは、職員の勤務時間等について、人事院規則の改正に基づき、国家公務員の措置に準じて改めるもので、「休息時間の廃止」及び「早出遅出勤務を請求することができる対象者」に「小学校に就学している子のある職員で、広域連合長が定めるもの」を加えるものでございます。

附則でございますが、第一項で、施行日を平成二十年四月一日とし、第二項において、経過措置として休息時間については、「公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員の休憩時間及び休息時間については、当分の間、なお従前の例による。」とするもので、これは、老人ホーム等の交替制勤務職場に勤務する職員を想定しており

まして、本連合職員のうち、高齢者福祉施設に勤務する職員については、従前どおり、休息時間を付与するものとさせていただきます。

次に、議案第六号「長野広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、これは、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い改正するもので、主な内容といたしましては、第二条で、再度の育児休業をすることができ、特別の事情に、新たに「育児休業中の職員が負傷又は疾病等により、育児休業に係る子を養育できなくなり、一旦、休業の承認を取り消された後に、再び、子を養育できる状態に回復した場合」を追加するものとさせていただきます。

また、第六条で、育児休業を取得した職員の、職務に復帰後の給料の号俸の調整について、その育児休業期間のうち引き続き勤務した期間とみなす期間について、現行の二分の一の期間を全期間に改めるものとさせていただきます。

附則でございますが、第一項で、施行日を平成二十年四月一日とし、第二項では、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が、平成十九年八月一日に施行されたことに伴う、号給の調整に関する経過措置について規定するものとさせていただきます。

次に、議案第七号「長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、これは、本連合職員給与を、人事院勧告に基づき、国家公務員の措置に準じて改正するものとさせていただきます。

改正の内容でございますが、管理職手当について、現行の「給料月額に一定の率を乗じた支給方法」を「その者の職に応じた額による支給」

に改めるものとさせていただきます。

附則でございますが、第一項で、施行日を平成二十年四月一日とし、第二項は、率への移行に伴う平成二十四年三月三十一日までの経過措置について規定するものとさせていただきます。

以上、平成二十年度一般会計、特別会計予算、平成十九年度老人福祉施設等運営事業特別会計の補正予算、及び、条例案件につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町田伍一郎君） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号 平成二十年度長野広域連合一般会計予算については、歳出から各款ごとお願いします。

その他の議案につきましては、各議案ごとに一括してお願いします。

なお、御発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

議案第一号 平成二十年度長野広域連合一般会計予算 第一条 第一表 歳入歳出予算 歳出から行います。

第一款 議会費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第二款 総務費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第三款 民生費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第四款 衛生費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第五款 公債費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第六款 予備費。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 以上で歳出を終わります。

つづいて、歳入を行います。

第一款 分担金及び負担金

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第二款 財産収入。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第三款 繰入金。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第四款 繰越金。

〔進行〕と呼ぶ者あり

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第五款 諸収入。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、第二條 債務負担行為。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、第三條 一時借入金。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、第四條 歳出予算の流用。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

以上で議案第一号を終わります。

次に、議案第一号 平成二十年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算 第一條 第一表 歳入歳出予算、第二條 債務負担行

為、第二條 歳出予算の流用、一括で質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、議案第三号 平成二十年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、同じく一括で質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、議案第四号 平成十九年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、議案第五号 長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、議案第六号 長野広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

次に、議案第七号 長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 以上で議案に質疑を終結致します。

議案第一号から議案第七号まで、以上七件、お手元に配布しました委員付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託を致します。

次に、承認第一号 専決処分の報告承認をもとめることについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

副広域連合長 酒井登君。

○副広域連合長(酒井登君) 承認第一号「専決処分の報告承認を求めること」について御説明申し上げます。

これは、「長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、専決処分

したものでございます。

改正の内容につきましては、本連合職員の給与について、人事院勧告に基づき、国に準じて、改めたもので、第一条では、条例第十四条でございますが、扶養手当について、子等に係る支給額を現行の月額六千円から六千五百円に改め、条例第二十九条でございますが、勤勉手当について、十二期の支給割合を現行の百分の七十二・五から百の七十七・五に改め、また、別表第一の給料月額について、国家公務員の行政職給料表一表と同様に改めたものでございます。

三ページの第二条では、条例第二十九条になりますが、ただいまの第一条で、十二期の勤勉手当の支給割合を百分の五引き上げ、百分の七十七・五に改正いたしました。この引き上げた百分の五を六ヶ月と十二月期に百分の二・五づつ振り分け、各期の支給割合を百分の七十五に改めたものでございます。

なお、施行期日につきましては、第一条の扶養手当及び給料月額の改正規定については、平成十九年四月一日から、勤勉手当の改正規定については平成十九年十二月一日から適用し、第二条の勤勉手当の改正規定については平成二十年四月一日から施行するものでございます。

以上、地方自治法第七十九条第三項の規定により御報告申し上げます。

なにとぞ御承認のほどをお願い申し上げます。

○議長(町田伍一郎君) 以上で説明を終わります。
本件に関して質疑を行います。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 進行致します。

以上で質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件に関しては委員会付託を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決にはいります。

採決を行います。

承認第一号 専決処分の報告承認を求めることについて、本件を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

ただ今から、常任委員会開会のため、この際、午後四時まで休憩致します。

お手元に配布の一覧表とおり場所を定めますので御連絡を申し上げます。

(休憩) 二時十四分

(再開) 四時

○議長(町田伍一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第一号から議案第七号 以上七件、一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務委員会委員長 田沢佑一君。

○総務委員会委員長(田沢佑一君) 十七番 田沢佑一でございます。

私から長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、広域連合に要望いたしました主たる事項について申し上げます。

ふるさと市町村圏事業については、住民の声をくみ上げて、活力ある事業とするとともに、基金のあり方については十分検討の上、慎重に対応するよう要望いたします。以上であります。

○議長（町田伍一郎君） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。続いて、福祉環境委員会委員長 善財文夫君。

○福祉環境委員会委員長（善財文夫君） 十五番 善財文夫君でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。以上で、報告を終わります。

○議長（町田伍一郎君） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第二号 平成二十年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありますので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第五号 長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第六号 長野広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第七号 長野広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありません

ので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号 平成二十年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、福祉環境委員会所管の議案第四号 平成十九年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計補正予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号 平成二十年度長野広域連合一般会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可致します。

広域連合長 鷺澤正一君。

○広域連合長(鷺澤正一君) 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきます。誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

現在、本連合においては、ごみ処理施設の建設や、高齢者福祉施設の運営をはじめ、重要な課題が山積しておりますが、今後も広域行政の推進に当たりましては、関係市町村と協力し、住民福祉の向上に努めてまいりますので、議員の皆様のお支援、御協力をお願い申し上げます。

議員の皆様には、御健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（町田伍一郎君） 以上をもちまして、平成二十年二月長野広域連合議会定例会を閉会致します。

午後四時十分

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成二十年三月十九日

議長 町田 伍一郎

副議長 中澤 直人

署名議員 三井 経光

署名議員 清水 勝義